

—あなたと議会のホットライン—

しべつ

議会だより



巣立つ そして 新たな世界に

3 月定例会

第118号

平成18年5月1日

議員定数、5人削減し11人に…………… 4

一般質問 防災無線16%機能せず… 5～9

予算点描 収支不足を基金で補う…10～11

平成18年 第1回定例会

(会期 平成18年 3月10日(金)から3月17日(金)までの8日間)

※補正予算の状況

(単位：千円)

会 計 名	補 正 額	補正後の総額
一 般 会 計	△ 73,911	5,631,814
国 保 会 計 (事業勘定)	1,833	855,696
国 保 会 計 (病院事業)	△ 17,711	655,681
介 護 保 険 会 計 (事業勘定)	△ 15,370	274,016
介 護 保 険 会 計 (サービス事業勘定)	△ 565	29,530
老 人 保 健 会 計	48,321	668,786
簡 易 水 道 会 計	△ 2,222	290,456
下 水 道 会 計	△ 1,787	421,773
金山休養施設会計	△ 4,750	18,113
サーモンパーク会計	△ 2,000	155,230

補正予算

〈一般会計〉

△7,391・1万円

決算見込みによる整理

(主なもの)

○アスベスト改修費

△162万円

○地熱開発事業費確定

△187・8万円

○町長選挙費

△253・1万円

○身体及び知的障害者支

援扶助費

△583・1万円

○標津病院繰出金

2,078・9万円

○強い農業づくり事業費

(十八年度前倒し分)

1,257・1万円

○基幹環境防災林地買

収費

103・4万円

○長期資金利子(利率減)

△880万円

○繰越明許費

・道営草地整備改良事業

6,714・6万円

・道営公共牧場整備事業

(崎無異地区)

264・5万円

〈国保特別会計〉

(事業勘定)

183・3万円

※受診件数増等

〈国保特別会計〉

(病院事業)

△1,771・1万円

※看護師及び臨時看護師

の不採用等

〈介護保険特別会計〉

(事業勘定)

△1,537万円

※介護サービス該当件数

減等

〈介護保険特別会計〉

(サービス勘定)

△56・5万円

※給与改定による減

〈老人保健特別会計〉

4,832・1万円

※受診件数増

一般会計から特別会計への繰出金関係

(単位：千円)

繰出先会計名	繰 出 額	増 減 額 の 理 由
国 保 特 別 会 計 (事業勘定)	△ 24,298	国庫支出金等の増
国 保 特 別 会 計 (病院事業)	20,789	病院収入減
介護保険特別会計 (事業勘定)	△ 2,214	介護サービス該当件数の減等
介護保険特別会計 (サービス事業勘定)	△ 565	給与改定による減
老人保健特別会計	3,725	受診件数の増
下 水 道 特 別 会 計	△ 1,787	下水道管理センター工事請負 費減(入札減)
サーモンパーク特 別 会 計	2,170	サーモン科学館入館料減

〈簡易水道特別会計〉

△222・2万円

※水道管移設工事の繰延

(十八年度施工)等

〈金山休養施設特別会計〉

△475万円

※スキー場運営委託料減

等

〈サーモンパーク特別会計〉

△200万円

※臨時職員及び光熱水費

の減

〈下水道特別会計〉

△178・7万円

※下水道管理センター電

気設備更新工事の確定

条例案件

標津町情報公開条例制定

定

※公文書の開示、公開することによる町の説明責任を果たす。

標津町情報公開・個人情報保護審査会条例制定

※標津町情報公開条例等を審査する機関の設置

標津町課設置条例の一部を改正する条例制定

※町長部局にある十五課を十三課に改正

(税務課と財政課を税務財政課に、公園管理課を建設課を含む)

標津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定

※人事行政の運営等の状況の公表規定

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定

※給料表、初任給、昇格、昇給及び育児休業に関する改正

標津町地域住民センタ

―条例等の一部を改正する条例制定

※管理委託できる施設等を直営か指定管理者の一方に選択するもの

標津町特別会計条例の一部を改正する条例制定

※標津町用地取得特別会計の廃止

標津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定

※国民健康保険税の増額

標津町介護保険条例の一部を改正する条例制定

※介護保険料基準額の減及び住民税非課税世帯の二分化

標津町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例制定

※法改正による該当者削減

標津町老齢福祉年金条例を廃止する条例制定

※対象者なしによる廃止

標津町地域包括支援センター条例制定

※法改正による設立

標津町サーモン科学館条例の一部を改正する条例制定

※入館料の減額

しべつ「海の公園」オートキャンプ場条例制定

※新設されたキャンプ場の運営規定

標津町営定住促進団地宅地貸付及び譲渡に関する条例制定

※本年度から募集する定住宅地の貸付・譲渡

標津町簡易水道及び農業用水道条例の一部を改正する条例制定

※定住促進団地による給水人口の増

標津町下水道条例の一部を改正する条例制定

※定住促進団地による標準排水区の面積及び人口の改正

標津町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定

※武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律によるもの

標津町国民保護協議会条例制定

※武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律によるもの

標津町立学校設置条例の一部を改正する条例制定

※忠類小学校の廃校

標津町国民健康保険標準病院設置等に関する条例の一部を改正する条例制定

※川北パークゴルフ場の有料化

標津町国民健康保険標準病院設置等に関する条例の一部を改正する条例制定

※旧北標津小中学校体育館を加入

標津町地域休養施設等設置条例の一部を改正する条例制定

※旧北標津小中学校体育館を加入

標津町国民健康保険標準病院設置等に関する条例の一部を改正する条例制定

※診療報酬及び介護報酬の改定

標津町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定

※議員定数五人削減

標津町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定

※議員定数五人削減

標津町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定

※議員定数五人削減

標津町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定

特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定

人事案件

根室支庁管内町村公平委員会委員に選任同意

住所 別海町別海川上町一三九番地の七七

氏名 葛西 祐

生年月日 昭和十七年六月二十四日

任期 平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日

専決処分

平成十七年度一般会計補正予算(第八号)

1,464・7万円

※除排雪経費増

※除排雪経費増

特 集

議員定数

5人削減し11人に

議員報酬 今年度 5%削減



大菅選手を激励する標津応援団

地方分権・行財政改革問題等特別委員会（委員長 木下孝）は二月六日、議員定数について最終決定を行った。

次回の選挙から十六人を十一人の定数とした。

十・十一・十二・十三人の案から、二度の収斂のための投票を行ない、最終投票は十一人が九票、十二人が四票。

自立の町をめざすと共に、議会の機能低下を考慮した結果といえる。

《5%削減後の報酬額》

（単位：円）

	議 員(10人)	委員長(3人)	副議長(1人)	議 長(1人)
月 額 報 酬	177,700	201,100	225,500	281,000
期 末 手 当	701,915	794,345	890,725	1,109,950
年間報酬額	2,834,315	3,207,545	3,596,725	4,481,950

現行との比較

▲2,614,425円（年間の削減額）

行政報告

金澤 町 長

◆北方領土対策について
北方領土問題が遅々として進まない現状から、北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会は返還運動の強力な推進、元島民の援護と権利・利益の回復などについて再構築提言書を策定。国道に提案しました。

◆オリンピックについて
トリノオリンピックスビードスケート五〇〇mに出場した大菅選手は八位と健闘しました。

地元より町・議会・体育協会から応援団として三名が派遣されました。

また、地元でも夜半にかかわらず多くの町民が応援された事を心からお礼申し上げます。

一般質問

Q

&

A

5人の議員が13項目にわたり町長に質問を行いました。

防災無線十六%機能せず 「不良は役場に！」を周知



小川悠治議員

Q 防災システムに対する信頼感が確立されて初めて町民の日々の生活の安心感が得られる。

A 防災無線は災害時に必要不可欠な設備であり平成八年に町内全戸に受信機を設置した。

Q 昨年十二月市街地一八八戸に対して、個別に受信状況の聞き取り調査をした。その結果、

★室内受信一八八戸中
・雑音で不明瞭 十二戸
・全然ダメ 十三戸
・雑音で電源切 五戸
計三十戸、一六%の家庭で機能していなかった。

★屋外放送は三十九戸中
・聞こえる 二十一戸
・反響大でダメ 十八戸
屋外放送を聞こうとした人の四六%に伝わっていない。

Q これでは町の防災体制に対する町民の信頼感を無くする。

A この調査は本来町がすべき事だった。

結果は由々しき問題である。災害時のみならず普段の行政情報すら届いていない。反省も含めて適切な対応をしたい。

・屋外設置拡声器十九局の音声重複地域対策として時差式信号システムを採用しているが、設置場所については設備更新時に充分検討したい。

デジタル化更新計画は 五年後、費用は四億円



先進地は全戸室外アンテナ併用 アンテナ設置等個別に対応

Q 先進地厚岸町では、当初から全戸にアンテナを設置したため

全く問題無い。標準は感度の悪い所だけ戸外設置したが、昨今の各種通信機器氾濫で受信状況が複雑に悪化している。

A 設置当初、役場よ

り浜側と聞こえない所に屋外アンテナを設置した。施設も十年経過し、機能低下もあり苦情は年々増えている。さらに周知を徹底し、設置場所の移動・受信機の修理や一部買い替えを含め対応する。

Q 推進計画は：五年後を目標としている。

A 現設備破棄と現状改善対策との関連について

Q 財政事情から補修を繰り返しながら延命したい。

A 現施設は震度五弱で自動的に最高音に切り替わる。

Q 新設備で雑音等は改善されるか

A 騒音は無くなる。他の機能については必要性を充分検討したい。

Q 多額の費用がかかるとされているが

A 約四億円（現設備二・五億）。有効補助制度の活用、起債等を考えたい。

障害者自立支援に不安あり

厳しい現実、町は目を背けず



高橋幹雄議員

Q

障害者自立支援法が四月から実施される。今までのサービスが受けられるか、定率一割の利用料は払えないなど障害者と家族のなかに不安が広がっている。

とりわけ重大な問題は、利用料は能力に応じて負担する「応能負担」原則から、利用したサービス量に応じて負担する「応益負担」へと転換したこと。これでは、障害の重い人ほど負担が重くなり、負担に耐えられない障害者はサービスを受けられなくなる。

A

障害を持つ本人や家族にとって大きな

混乱や不安を招いている。

制度の改悪であると言ふ全国の障害者の切実な声も承知している。障害者負担が大きくなる現実もあるが今の財政状況では国の政策の補填的な現

金給付的なことは出来ない。

しかし、障害者の厳しい現実から目を背けず、町として何が出来るか、通所型の共同作業所設置を前向きに考えたい。

認定にあたり専門スタッフを

専門職採用、さらに専門知識研修

Q

実態にあった障害認定と支給を進めるためには、障害をもつ人の生活状況や支援ニーズを正しく把握する積極的な聞き取り調査、専門スタッフの配置や十分な調査認定審査会の体制が必要と考えるが。

A

障害者福祉サービスの給付に当たっての認定は介護保険制度と同様の手続き。六段階の障害程度区分の認定を受ける。保健福祉センターや四月に新設される「地域包括支援センター」の専門職員によって実施する。生活・家庭状況、支援ニーズを正しく把握するための専門研修や認定申請研修など専門知識の習得に努めている。



管内身体障害者親睦スポーツ大会

支援事業基盤が不足、国の責任

支援要望を見極めて体制づくり

Q

地域生活支援事業は裁量的経費で、一般財源に繰り入れられることから財源の不安定は否めず、事業が目的どおり進められるか不安がある。障害者に「応益負担」を押し付けながら利用出来るサービス基盤が圧倒的に不足している。国と自治体の責任で基盤整備

A

が求められている。の問題があたり多く必要。虐待の早期発見や権利擁護などの相談支援事業、日常生活用具の支給などの支援事業がある。要望を充分に見極め、先進地の事例も含め必要なサービスの実施体制を作りたい。

自立か、合併か

自立の道は変わらぬ



安達 護議員

Q 自立か、合併か、住民投票から一年九ヶ月経つが、今でも心は動いていないか。

A 昨年七月町長に就任し、自立の道を歩むことが住民の負託に込めることと述べ、その気持ちは揺らいでいない。

管内四首長と議会で、広域連合を含め広域行政について論議したい。広域行政は合併にまさるものではなく未来永劫自立ということも言えない。今後、議会と情報交換を含め連携していきたい。

Q 酪農家の離農や商店の閉店に歯止めがかからないのは不安では

ありませんか。

A 財政規模が縮小する中で基幹産業を支えていける不安の唯中にある。今後も後継者難などによる廃業が予想される。

町・農協・農業委員会・普及センターで「地域農業課題検討委員会」を立ち上げ、今年度中に諸課題に対する振興計画を策定する。町内商店は厳しさを増している。



エコ・ツーリズムの子供酪農体験

需要発掘のため、自ら町内事業所との連携を図り、地域内消費の育成を促す働きをしたい。

Q 町営定住促進団地は万全か。

A 本年、二十八区画募集しますが確かな手応えを持っている訳ではない。役場を上げて対応します。

一刻も待てない酪農政策

今年中に新たな振興策を

Q 酪農の振興計画はどこまで進んで何時までに結論を出すのか。

早い段階から酪農家の意見を聞くべきでは。

A 農地・担い手部会と経営・労働支援部会で課題整理と叩き台を作り、青年・女性を含む酪農家検討組織で練ることになりますので理解を。

Q 飼料基盤拡大事業の基礎・加算分の両方に該当する酪農家は、加算分も受けられるため国・道への要望を。

A 経産牛一頭当面積四反以上と放牧実施の場合、両方に該当。基礎部分では大半、加算分では七割近くの酪農家が該当すると思われる。

行革財源を目的化しては

目的化できる段階でない

Q 行財政改革による財源は目的化して、子育て資金など目に見える使い方をしては。

A 行革効果の財源よりも交付税の削減額の方が多く、財源不足を圧縮するに過ぎない。目的化できる段階ではない状況です。

Q 執行方針にある職員の意識改革は馴れ合いの錯覚を町民に与えないか。町長自らの自覚と自覚で進んで欲しい。

A 職員に求めているのは単に自宅と役場の往復でも勤務時間だけでも、常に町職員としての奉仕の姿を。

住民参加のシステム構築は

七月中に自立プラン



吉田浩一議員

り住民組織の手順で「自立のまちづくりプラン」を策定するべきです。

A 自治法で定めるまちづくり計画は平成

Q まちづくりは住民の幸福な生活環境をハード、ソフト両面から行政と住民が一体となつて改善していく事です。

十二年で切れ、策定の必要性は認識していますが合併問題や地方財政の先行き不透明から先送りして自立プラン策定が急務と考えています。

自立・合併に関わらず住民が主体的に貢献する幸福感がもてるシステムを構築するべきです。住民説明・意見聴取・アンケート調査・地区毎のワーキング組織・まちづく

七月中をメドに叩き台を議会・住民組織にお示し、地域に説明し、合意形成を図りたい。

住民参加の手法は時間的に難しいが工夫する。

御用聞きで商店活性化

需要動向を調査中

Q 商店の廃業が進む中、地域内消費を推進する施策はどうか。

需要の発掘を図り、商売と福祉サービスを連携させた「御用聞き」を各

店舗との連携で取り組めないか。

A 買い物は生活の基

本的な部分であり町内消費の低下や品揃えに強い危機感を持つ。

各店舗が専門性や品質



子育て支援も取捨選択か

子育て支援の充実は

保育料を含めて再検討

Q 少子対策は緊急重要課題であり、子育て支援の充実・強化をいかに図っていくのか。共働き家庭の子育て支援としてゼロ歳児までの保育サービスが必要。

施設・保育士に制約があるならば、資格のある保育士が家庭で子供を預かる保育ママ制度の活用を考えてはどうか。

A 少子社会は人口減少時代の重要課題と認識しています。子育て支援策として出生から小学卒業の間、一貫した行政の関わりをもつ子供育成担当を考えたが実現に至っていない。

保育ママ制度は待機児童対策の応急措置で当町では該当しません。

財政の問題もあり、保育料を含む子育て支援のあり方を検討します。

を高める工夫が必要。地域資源を活用した魅力をつくりたい。高齢者向け宅配・福祉サービスの需要動向を現在、調査しています。

意見書

米国産輸入牛肉への特定危険部位混入に対する意見書

提出者 鈴木 誠 議員

1月20日の米国産牛肉から、特定危険部位混入発覚。国民の食の安全を守るため、拙速の輸入再開をした政府に抗議するとともに、国産牛肉の安全性なみのBSE対策、全頭検査を改めて要望。

高齢者への負担増に反対し、安心の医療制度改革を求める意見書

提出者 小 川 悠 治 議員

急激な少子高齢化による国民医療費増加対策として政府は「医療制度改革大綱」に基づく高齢者医療費等の自己負担増を求める改革関連法案を提出しようとしている。政府与党は患者への負担増ではなく国民が健康で働き生活できる「安心の医療制度」改革を進めるよう要望。

北方領土問題の早期解決等に関する意見書

提出者 大 園 博 元 議員

政府は北方四島の帰属問題を解決し、平和条約の早期締結に向けロシア政府に粘り強い外交交渉を進め、国内外の世論を喚起しより効果的・戦略的返還要求運動の推進を要望。又、元島民の援護対策の充実や隣接地域の振興策も強く要望する。

北海道道州制特別区域推進法案の検討に対する意見書

提出者 大 園 博 元 議員

道州制推進の重要性は認識するが、国道の移管や標津川治水事業等が無くなり、地域産業経済・住民生活などに大きな影響を懸念する。地域実態や切実な想いを考慮するよう要望する。

Q 前町長時代の「町づくり研究開発会議」今回設立された「標津町行財政改革検討委員



石橋昌幸議員

A 二つの住民組織から適切な提言や意見をいただいております、大変なことで真摯に受けとめ、行政運営に反映させなければなりません。現在

町民からの提言は 果敢に改革に着手する

実行すべきものは実行しているが、今後の扱い方がポイントになり、役場全課で検討し果敢に改革着手をしていきたい。更



標津町行財政改革検討委員会

Q 過去に設置された青年開発会議・女性に深みと広がりのある提言意見が出されることを期待している。

のくらしモニター制度・職員からの自立プランへの提言等がなされたが、その内容の周知、実現等が見えてこないが。

A 各層から意見を聞くことが大事であり、その組織のあつみ、広がりをも長く有効にしていくことが肝要である。又周知等についてはインターネットの利用等が考えられるが、まだ未普及のところもあり、難しさもある。

予

算

点

描

歳

入

〔町民税〕

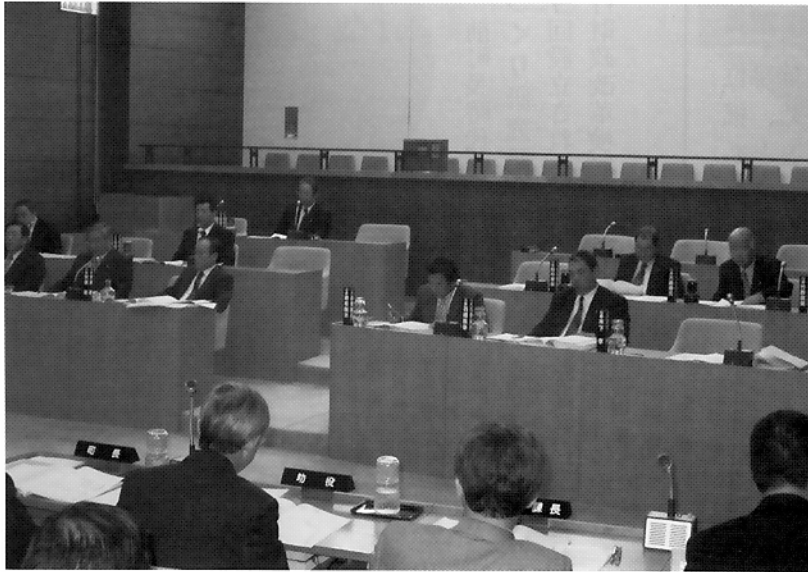
六億四六二万円

税金は重要な財源

平成十八年度予算審査特別委員会が三月十三日から十七日までの五日間にわたり開かれました。地方交付税などの収入が減少する一方、基幹産業や地域経済の振興・福祉・防災など増大する行政需要にどう対応するか、緊縮型予算を慎重審議し、原案どおり承認しました。

（抜粋・要約して掲載しています）

収支不足を基金で補う



歳

出

〔総務費〕

基金残高を注視

二億一、五九九万円
Q 恵盟寮管理運営委託料の内容は。

A 高校生を含めた九人で篠田食堂に委託。
※管理人委託料が予算に計上されておらず、直近の議会で補正。

Q I T計画の進捗状況は。

A 地域情報化計画として立てましたが経費の問題で進んでいません。

Q 自立の財政運営と合併新法への対応は

A 財政課題は多くあるが中でも交付税の大幅削減が懸念される。自立の町の拠り所となっているのは基金の残高であり、大きなウエイトを占めているが、財政上取捨選択を迫られており、議会と共に対応。

Q 町民への香典は廃止されたのでは。支出規定を設けて公開すべきではないか。

A 公的な表彰者や公職の方は、今までも存続させていましたが現在は全ての町民を対象に復活。公開に異論はない。

Q 定住促進団地の住宅建設に地元受注を。

A 町も積極的に対応しますが窓口は商工会に組織をつくります。

Q 住民基本台帳の閲覧に一定の歯止めを。

A 公益上必要な閲覧に止めて、個人情報保護との整合性を図りたい。

〔民生費〕

五億一、〇二四万円

Q 国民年金の収納率と市町村から国に徴収体制が変わった結果は。

A 七七・三％の実績で国が徴収してから収納率が下がっています。

Q 障害者自立支援法の対応はどうなるか。

A 国は障害者福祉と介護保険制度を一本化する考えで、施設などの受け皿を自治体が担う事に。

Q へき地保育所を給食セ



担い手が重要課題

Q 農業振興計画の作成ス
ケジュールと理念は。

A 五月頃までに原々案を
内部で詰め、農家に示し協
議したい。めざす姿として
資源循環・低コスト・高品
質であり、担い手対策が重
要課題。

Q 屋根付堆肥舎の進捗率
と利用の指導は。

A 九五・七%の整備、常
に調査し、指導する。

Q 河川の水質検査は。

A 国・道・町・漁連の四
団体が三〇地点で最高六回
毎年実施。

悪化の場合、調査・究明
する。

「土木費」

八億一〇五万円

Q 公共事業の見通し。

A 十八年度六億三千万
で、今後も平準化させてい
きたい。

Q 公営住宅の将来は。

A 約四〇〇戸有り、現状
維持を考えている。

「教育費」

三億七、一五三万円

学校適正配置は

Q 学校統廃合の今後。

A 児童が十一人以下にな
ると事務員・養護教諭が配
置できず、この時点が適正
配置の判断に。

Q 教職員の資質向上。

A 初任者研修など研修機
会を多く持ち、指導。

Q 学校五日制に伴い生徒
による高齢世帯の除雪がで
きないか。

A ボランティア活動とし
て協議したい。

Q 青年・女性団体活動の

り、改善に取り組む。
交流組織育成の充実を図つ
ているのか。

A 取り組んでいるが難し
い現実。努力します。

「職員費」

十億四七〇万円

職員の意識改革

Q 職員人事の停滞による
惰性とマンネリ化や緊張感
の欠落など意識改革を早急
に図るべき。

A 新年度の人事を大胆に
行つて、町民の公僕として
一念発起する意識改革に取り
組みます。

「金山地域休養施設等 特別会計」

一、三四五万円

Q 金山スキー場の継続に
向けて教育施設では。

A 基本的には継続したい
が施設・機械の耐用年数に
より判断する時期がくると
思います。

ンター方式に。
協議します。

人口増加に少子対策

Q 人工増加策として子作
り・子育て支援が重要。ゼ
ロ歳児保育体制は。

A アンケート結果は一人
の希望でした。三百万円の
費用がかかり、実現する事
にならなかった。

「衛生費」

四億六、二〇四万円

Q ゴミの全町収集は。

A 各町内会に説明、約一
千万円の費用増加。

Q し尿処理施設が老朽化
しているが。

A 現在、詰めの協議。

「農林水産業費」

五億六、六八七万円

「商工観光費」

一億五、五九八万円

Q 漁港・マリンプラザ事
業の受注業者に地元購買の
働きかけを。

A 対策を講じたい。

Q 町民祭りは協賛金を仰
ぎ、不足分を町費で。

A 町民組織で検討してお

委員会の動き

総務産業常任委員会 文教福祉常任委員会



高波の被害を受けた浜古多様の海岸

総

産

業

2月24日

二月二十四日、三月二日、三月二十三日に所管の事務調査について報告があり、質疑を行った。

【調査事項】

●産業環境・防災林に関して

- 湿地草地に有効な暗渠
- 海岸浸食対策に関して
- 現地調査後の強い時化とその後の行政の対応
- 町有財産（土地・建物）貸与実態と有効利用に関して
- 町有林の価格算定について
- 旧JR標津線用地売却（草地利用）
- 町有財産管理と公営住宅改築計画

文

福

社

1月15日

介護保険制度とは？

1) 介護保険制度ができたのですか。

答：高齢者が増え、しかも少子化になってお互い助け合う事が必要になりました。

2) 費用負担はどうなっているのでしょうか。

答：高年齢者が増え、しかも少子化になってお互い助け合う事が必要になりました。

3) どうしたら介護サービスを受けられますか。

答：四十歳以上から国民は保険料を払う事になります。また介護サービスを受ける人は一割の負担を払うことになります。

※今年度から月額保険料が二〇〇円安くなりま

す。(二〇〇円に)

※保険料未納者は介護サービスが受けられない場合があります。

議会事務局人事異動

(四月一日付)

事務局係長

角田 謙二

(管財係長から)

事務局前係長

長谷川 裕之

(地域包括支援センター係長へ)

編集室



▽個人情報保護法が昨年施行された。個人の

人権保護は非常に大切な

ことである。

一方、地域社会におい

て人間関係が希薄になっ

てきたことへの問題も指

摘されている。皆が力を

寄せ合った昭和中期の人

間関係が今こそ必要との

声もある。

例年教育委員会より広

報されていたピツカピカ

の一年生の案内が今年か

ら無くなった。広報を見

て、あの人のお子さんが、

あの人のお孫さんがもう

一年生かと楽しみにし交

流があったが手掛かりが

また一つ消えた。

地域福祉も同じであ

る。画一的な個人情報の

保護は地域の情報不足と

なり、善意での個人の保

護さえ難しくする一面も